

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 3
- 2 案件名 令和 8 年度 市・県民税納税通知書印字業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 9 年（2 0 2 7 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：西宮市津門稻荷町 1 1 番 1 2 号
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
令和 8 年 2 月 1 2 日締結の「令和 8 年度市・県民税納税通知書等印刷製本物品売買（物品供給）契約」の見積もり合わせの際、「令和 8 年度市・県民税納税通知書印字業務委託」および「令和 8 年度市・県民税納税通知書封入等業務委託」の 2 業務を含め、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。
- 7 問合わせ先
課名： 市民税課 内線： 2 4 4 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 4
- 2 案件名 令和7年度 市・県民税納税通知書封入等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和9年（2027年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：西宮市津門稻荷町11番12号
社名：塚田印刷株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和8年2月12日締結の「令和8年度市・県民税納税通知書等印刷製本物品売買（物品供給）契約」の見積もり合わせの際、「令和7年度市・県民税納税通知書印字業務委託」および「令和8年度市・県民税納税通知書封入等業務委託」の2業務を含め、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。

7 問合わせ先

課名： 市民税課

内線： 2443

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 資委－5
- 2 案件名 固定資産税システム運用保守等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和12年（2030年） 11月 30日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区中之島3丁目6番32号
社名：日本電子計算 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和6年9月30日に上記事業者と「固定資産税システム標準化対応業務委託契約」を締結し、令和7年12月1日に現行システムを標準準拠システムに移行予定である。

本契約は、標準化後の固定資産税システムをガバメントクラウド上にて安定的に稼働した状態で利用するとともに、万が一の障害や故障に対しても、迅速に正常時の状態に復旧させる必要があることから、ガバメントクラウド運用管理補助業務および利用・運用保守業務の委託契約を行うものである。

上記事業者は、現行の固定資産税システムを標準準拠システムへ移行させるために、標準準拠システムの開発及び改修、またガバメントクラウド上のシステム環境構築及びデータ移行等の一連の業務を行う業務委託契約を締結している事業者であり、他の事業者が利用・運用保守業務等を行うことは困難であることから、特名随意契約の相手方として指名するものである。

7 問合わせ先

課名：企画経営部 資産税課 内線：2459

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委-10
- 2 案件名 後期高齢者医療システム運用保守等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和12年(2030年)11月30日
- 5 契約相手方 日本電子計算 株式会社
- 6 指定理由
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和6年9月30日に上記事業者と「後期高齢者医療システム標準化対応業務委託契約」を締結し、令和8年2月2日に現行システムを標準準拠システムに移行予定である。

本契約は、システム標準化後の後期高齢者医療業務システムの利用、また安定的に稼働し有用かつ安全なシステムとなるよう、適切な状態の維持および障害発生未然防止などを図るとともに、万が一の障害や故障に対しても迅速に正常時の状態に復旧することを目的とする運用保守業務、さらにガバメントクラウド運用管理補助業務を行う。

上記事業者は、現行の後期高齢者システムを標準準拠システムへ移行させるために、標準準拠システムの開発及び改修、またガバメントクラウド上のシステム環境構築及びデータ移行等の一連の業務を行う業務委託契約を締結している事業者であり、他の事業者が利用・運用保守業務等を行うことは困難であることから、特名随意契約の相手方として指名するものである。

- 7 問合わせ先
課名：医療助成課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 6 8
- 2 案件名 宝塚市公共施設予約管理システムの賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和8年（2026年）3月31日
（履行期間） 令和8年（2026年）3月1日 から
令和8年（2026年）3月31日 まで
- 5 契約相手方
住所： 兵庫県神戸市中央区東町 126 番地
社名： NEC キャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

（指定理由）
本案件については、上記契約相手方とのリース契約期間が令和8年2月28日をもって満了しますが、次期公共施設予約管理システムの導入まで現行機器を使用する必要があります。
以上のことから、上記相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
7. 問い合わせ先
課名：情報政策課 内線：4704

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－8
- 2 案件名 令和7年度被保護者調査の項目変更に伴う生活保護システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先
課名：生活援護課 内線：2618

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 C 2 - 6
- 2 委託名 宝塚市 クリーンセンター焼却灰運搬資源化処理業務委託 (単価契約)
- 3 委託場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 委託期間 契約日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方
中間・最終処理業者 社名 三重中央開発株式会社
運搬業者 社名 大栄環境株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場での搬入が不可能となる事態の対策として、処分場を別途確保する必要があるため、締結するものであり、本市クリーンセンターから発生する焼却灰とばいじんの混合物を一般廃棄物として資源化・処分が可能な業者は同社しかいない。また円滑な業務を行うため、同処分場への運搬については同グループ会社である必要があるため。
- 7 問合わせ先 課名：クリーンセンター管理課 87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 2
- 2 案件名 共通設備等点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 8 年(2 0 2 6 年)3 月 3 1 日

5 契約相手方
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されており、整備にあたっては、プラントの性能、特性、機能及び同じ方式の他プラントでの整備状況を熟知している必要があります。

また、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは施設の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行う。

7. 問合わせ先

課名： クリーンセンター管理課

内線： 8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-29
- 2 案件名 2号炉二次側ホッパ耐火物補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本補修については、既設の部分の密接不可分の関係があり、施設設置時の施工者である上記の事業者以外が補修に当たることは著しく困難である。また、仮に他者が受注した場合、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た際、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。

- 7 問合わせ先
課名： クリーンセンター管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R7-4
- 2 案件名 宝塚市物価高対応くらし応援事業システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和8年(2026年)9月30日まで
- 5 契約相手方 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号および第5号 該当
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)を受けて、食料品の物価高騰に対する支援を行うべく、本市では市民一人あたり3,000円分の商品券等を配布します。さらに65歳以上の高齢者に1人3,000円相当を加算、また住民税非課税世帯の世帯員に1人1,000円相当を加算(重複の加算はなし)して配布します。
本事業は、経済状況の急激な変動による影響を緩和するために一刻も早く支援を届ける必要があると国から通知されており、早急に事業者を決める必要があります。また対象者の抽出にあたりこれまでに実施した住民税非課税世帯への給付金と類似の業務であることから、すでに本市でその業務を受託した実績のある上記の業者と随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先
課名：商工勤労課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 - 5
- 2 案件名 宝塚市物価高対応くらし応援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年(2026年)9月30日
- 5 契約相手方
社名：株式会社 JTB

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本事業は、食料品等の物価高騰の影響下にある市民生活を支援することを目的に全市民に商品券を配布するもので、商品券を早急に調達するとともに、安全に管理し、適切かつ迅速に配布するための優れた体制と十分な実績が求められる。

このため、受託事業者の選定にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を募集し、企画提案された内容について宝塚市物価高対応くらし応援事業業務委託プロポーザル審査会にて審査した。

その結果、事業の目的に関する理解・知識が十分であること、商品券の調達が早期に達成できること、などが評価され、上記事業者が受託候補者として選定されたため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約相手方と指定する。

7 問合わせ先

課名：商工勤労課

内線：2232

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 次期 PIO-NET 用パソコン一式
- 3 案件場所 宝塚市売布 2 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
社名 : 株式会社ニチワ
- 6 指定理由
(根拠)
- 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
- 宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

PIO-NET システムは、消費生活相談の相談内容を記録し、消費者庁への報告と全国の消費生活センターなどの関係機関と情報共有するためには必須となるシステムである。

次期 PIO-NET システムは、既存環境とは異なるパソコンを新たに導入する必要がある。そのため、令和 8 年 1 月 7 日から当該案件の入札公告を行ったが、令和 8 年 2 月 2 日の開札にあたり、全者辞退となったことにより取止めとなった。

仕様内容を見直し、再度入札をかけるべきであるが、当該システムは令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日に β 版が稼働され、遅滞なくシステムを利用するには準備期間がないため、見直し後の仕様で調達できる業者と契約する。

- 7 問合わせ先
課名 : 消費生活センター 内線 : 8 2 8 2